

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和 4 年10月18日

許可の有効年月日 令和 9 年10月17日



## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

混練固化、凝集・混練固化及び圧縮による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 混練固化による中間処理に係るもの

(7) 燃え殻、(イ) 汚泥（低含水率汚泥及び中含水率汚泥に限る。）、

(ウ) 廃油（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のものに限る。）、

(エ) 廃酸（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のものに限る。）、

(オ) 廃アルカリ（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のものに限る。）、

(カ) 廃プラスチック類（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のものに限る。）、  
自動車等破砕物を除く。）、

(キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（粒径が 40mm 以下のもの限り、  
自動車等破砕物を除く。）、

(ク) 鉍さい、(ケ) がれき類（粒径が40mm以下のもの限り。）、(コ) ばいじん

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 凝集・混練固化による中間処理に係るもの

汚泥（高含水率汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮による中間処理に係るもの

(7) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず（廃金属容器に限る。）

（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を  
処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類に  
ついては、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(続 く)

(許可証の続き)

- 2 事業の用に供する全ての施設  
許可証別紙1、2及び3のとおり
- 3 許可の条件  
(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設設置建屋及び集じん機等の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。  
(2) 混練固化及び凝集・混練固化による中間処理に係る処理後物を有償売却する場合は、あらかじめ廃棄物の処理に係る維持管理手順書等を作成し、廃棄物の受入、処理及び処理後物の性状管理を適正に行うこと。
- 4 許可の更新又は変更の状況  
令和4年10月18日 新規許可  
令和7年5月20日 変更届(保管施設の変更)  
令和8年2月13日 変更届(保管施設の変更)
- 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



## 許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種別 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理施設	混練固化施設 (低含水物処理ライン)	燃え殻 汚泥 廃酸 廃プラスチック類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器 くず、鋳さい、かれき類 はいじん 480m <sup>3</sup> /日 (20m <sup>3</sup> /時×24時間) (令和4年7月13日)	2	千葉県白井市名内 字向山330番3、 字新山336番3、 字定戸谷1番6、 平塚字水上2802番 17、 字浄土谷津2823番3、 字樋上台2603番4
	混練固化施設 (中含水物処理ライン)	燃え殻 汚泥 廃油 廃アルカリ、廃プラ スチック類 ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず、鋳さい、かれき類 はいじん 2400m <sup>3</sup> /日 (100m <sup>3</sup> /時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
	凝集施設 (高含水物処理ライン)	汚泥 480m <sup>3</sup> /日 (20m <sup>3</sup> /時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
	圧縮梱包施設	廃プラスチック類 16.416t/日 (0.684t/時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
	圧縮施設	金属くず 23.328t/日 (0.972t/時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
保管施設	受入槽A	23m <sup>2</sup> 102m <sup>3</sup>	1	
	受入槽B	20m <sup>2</sup> 94m <sup>3</sup>	1	
	受入槽C	20m <sup>2</sup> 90m <sup>3</sup>	1	
	受入槽D	19m <sup>2</sup> 84m <sup>3</sup>	1	
	受入槽E	19m <sup>2</sup> 88m <sup>3</sup>	1	
	受入槽F	21m <sup>2</sup> 95m <sup>3</sup>	1	
	受入槽G	19m <sup>2</sup> 84m <sup>3</sup>	1	
	受入槽H	24m <sup>2</sup> 110m <sup>3</sup>	1	
	受入槽I	26m <sup>2</sup> 117m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
受け入れサイロ1	3.8m <sup>2</sup> 11m <sup>3</sup>	8	千葉県白井市名内 字向山330番3、 字新山336番3、 字定戸谷1番6、 平塚字水上2802番 17、 字浄土谷津2823番3、 字樋上台2603番4
受け入れサイロ2	4.5m <sup>2</sup> 11m <sup>3</sup>	1	
受け入れサイロ3	4.5m <sup>2</sup> 13m <sup>3</sup>	2	
横型サイロ	17m <sup>2</sup> 28m <sup>3</sup>	1	
フレコン、ドラム缶 IBCコンテナヤード1	28m <sup>2</sup> 70m <sup>3</sup>	1	
フレコン、ドラム缶 IBCコンテナヤード2	28m <sup>2</sup> 70m <sup>3</sup>	1	
フレコン、ドラム缶 IBCコンテナヤード3	28m <sup>2</sup> 70m <sup>3</sup>	1	
フレコン、ドラム缶 IBCコンテナヤード4	64m <sup>2</sup> 160m <sup>3</sup>	1	
フレコン、ドラム缶 IBCコンテナヤード5	48m <sup>2</sup> 120m <sup>3</sup>	1	
フレコン、ドラム缶 IBCコンテナヤード6	48m <sup>2</sup> 120m <sup>3</sup>	1	
フレコン、ドラム缶 IBCコンテナヤード7	48m <sup>2</sup> 120m <sup>3</sup>	1	
受入槽1	22m <sup>2</sup> 91m <sup>3</sup>	1	
受入槽2	22m <sup>2</sup> 91m <sup>3</sup>	1	
養生槽A	25m <sup>2</sup> 125m <sup>3</sup>	1	
養生槽B	25m <sup>2</sup> 128m <sup>3</sup>	1	
養生槽C	18m <sup>2</sup> 119m <sup>3</sup>	1	
養生槽D	20m <sup>2</sup> 103m <sup>3</sup>	1	

保管施設

(以下余白)

## 許可証別紙3

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保管施設	保管ヤードA	61m <sup>2</sup> 139m <sup>3</sup>	1	千葉県白井市名内 字向山330番3、 字新山336番3、 字定戸谷1番6、 平家字水上2802番 17、 字浄土谷津2823番3、 字樋上台2603番4
	保管ヤードB	71m <sup>2</sup> 161m <sup>3</sup>	1	
	保管ヤードC	71m <sup>2</sup> 161m <sup>3</sup>	1	
	保管ヤードD	71m <sup>2</sup> 161m <sup>3</sup>	1	
	廃プラスチック類 金属くず 保管施設	6.8m <sup>2</sup> 8.0m <sup>3</sup> (コンテナ)	2	
	残さ物保管施設	11m <sup>2</sup> 28m <sup>3</sup>	1	
	残さ物保管施設	1.0m <sup>2</sup> 1.0m <sup>3</sup> (コンテナ)	1	

(以下余白)